

陸運と安全衛生

慣れた道 いつもの道でも 事故注意 まさかに気をつけ防衛運転

陸災防「令和4年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

2023

1

No.645



東通村もちつき踊り（写真提供：一般社団法人しもきたTABIあしすと）

トピックス

- ・会長年頭挨拶 新しい年を迎えて
- ・全国フォークリフト運転競技大会優勝者が厚生労働大臣を表敬訪問

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

- 会長年頭挨拶 新しい年を迎えて (1)
- 厚生労働省労働基準局長年頭所感 (3)
- 厚生労働省安全衛生部長年頭所感 (4)
- 警察庁交通局長年頭挨拶 (5)
- 全国フォークリフト運転競技大会優勝者が厚生労働大臣を表敬訪問 (6)

安全

- 【連載】陸運業の労働災害の特徴と問題点 はい作業災害 -「死傷災害」 (12)
- 【連載】全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ (14)
- 【災害事例とその対策】
トレーラの連結作業中、逸走して挟まれ！
慌てていても適切な操作ができるよう繰り返し訓練を!! (23)
- 労働災害発生状況(令和4年速報) (24)

健康

- 【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2023
新型コロナ禍から3年、しんどいのは“オキシトシン”不足にある？ (8)
精神科医 夏目 誠

陸災防情報

- 令和5年度「安全衛生標語」を募集します！ (16)
- 「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！ (7)
- 東海北陸ブロックにて「ブロック自主事務局長会議」を開催 (7)
- 小企業無災害記録表彰 (18)
- 小企業無災害記録証交付 (19)
- 陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内 (20)
- ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役災害安全講習会のご案内 (21)
- 陸災防労働災害事例生成ツールのご案内 (22)
- 「安全ポスター No.82」のご案内 (26)

関係行政機関・団体情報

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が改正されます (11)
- 「安全衛生教育促進運動」を展開中です！ (19)



新しい年を迎えて

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 渡邊健二

新年おめでとうございます。

令和5年の新春に当たり、日頃から当協会の活動にご理解、ご協力いただいている会員事業場の皆様をはじめ、関係の方々に感謝申し上げます。

昨年は、ウクライナ情勢や中国のゼロコロナ政策などにより、原材料の供給不足や物流の混乱、あるいは燃料の高騰等、当業界においても大きな影響を受け、また、新型コロナウイルス感染症の波が繰り返し押し寄せ、その状況を踏まえた対応も引き続き求められた年でありました。こうした厳しい情勢の中、会員の皆様におかれましては、労働災害防止活動へ不断のご努力を継続されておられることに対し、心から敬意を表するものです。

さて、陸運業における労働災害は、会員事業場のたゆまぬご努力により、長期的には減少してまいりました。しかし、近年、死傷災害が増加傾向に転じていることが懸念されます。11月末の速報値によりますと、死亡者数は70人で、前年同期に比べ6人の減少、休業4日以上死傷者数は14,170人となり、前年に比べ267人、1.9%の増加となっております。特に荷役関連災害がその多くを占めている状況にあります。

本年は国の第14次労働災害防止計画が策定され、その初年度となります。当業界におきましても、労働災害発生状況を踏まえ、新たな労働災害防止5か年計画を策定し、死亡災害については、荷役災害の防止及び交通労働災害の防止、死傷災害については、荷役関係災害の防止を最優先に、総力を挙げて取り組むこととしております。本部・支部、会員事業場が一体となって、計画的・継続的な安全衛生活動を推進し、目標に向けて一段と努力してまいります。

具体的には、令和5年は次の取組を重点と

して行うこととします。

第一は、荷役災害の防止です。

陸運業においては、死傷災害の多くを荷役災害が占め、その荷役災害の多くが荷主等の構内で発生している実態にあります。当協会では、昨年9月、法令改正を含む提言をとりまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策検討会報告書」を厚生労働省に提出したところであり、同省ではこの報告書を踏まえた関係法令等の改正作業が進められています。

本年は、改正が予定されている労働安全衛生関係法令の周知のため「改正法令周知セミナー」を実施することはもとより、具体的な対応も求められています。また、テールゲートリフターやロールボックスパレットなどの取扱いも含めた荷役作業の安全対策ガイドラインの一層の周知とその履行を進めるなど、荷主等も含めた指導、支援を強化してまいります。

さらに、フォークリフトに係る事故全般の減少につなげることを目的に従前から取り組んでいますフォークリフト荷役技能検定制度の一層の充実を図り、本検定試験を実施するとともに、出張試験の拡充にも努めてまいります。

第二は、交通労働災害の防止です。

交通労働災害による死亡者数は前年から減少しているものの、事故の型別では最も多く、全体の約4割を占めております。このため、「陸運事業者のための安全マネジメント研修」を継続して実施するなど「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を進め、未熟練労働者、高齢労働者対策と合わせ交通労働災害の防止を推進してまいります。

第三は、健康確保対策の推進です。

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は、他業種に比し高い水準にあり、さらに脳・心臓疾患の労災認定件数は業種別で最も多い状況が継続しています。

陸運業界においては、過労死防止の観点から改善基準告示が改正され、来年4月から適用されることになっています。改正改善基準告示の周知をはじめ、過労死等の大幅減少を目指し、全日本トラック協会の定めた「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防対策を推進するとともに、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を一層推進してまいります。

こうした重点的な取組とともに、当協会が実施している諸活動の充実にも取り組んでまいります。

第38回全国フォークリフト運転競技大会は9月30日、10月1日に中部トラック総合研修センター（愛知県）において、第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会は11月9日に青森市において開催します。本年の大会も新型コロナウイルス感染症の状況に応じた適切な対策の下に開催するとともに、より充実した大会となるよう準備を進めております。

また、労働災害防止に向けた有益な情報

を、迅速かつ適切に会員の皆様にお届けできるよう、広報誌「陸運と安全衛生」の充実を図るとともに、全会員にお届けしている「陸運と安全衛生 Year Book」も引き続き発行してまいります。

陸運業界においては、ドライバー不足や燃料費の高騰もあり、引き続き厳しい事業環境の下にあります。我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として、その機能を果たしていく上でも、優秀な人材を確保するためにも、働く人々が安全で健康に働ける職場環境を確保し、改善していくことは事業者の責務であり、何よりも重要なことでもあります。

会員事業場の皆様には、当協会の活動に引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、「年末・年始労働災害防止強調運動」（12月1日～1月31日）が実施されていますこの時期に、「職場の安全衛生自主点検」の実施など労働災害防止の取組になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

この一年が希望と活力に溢れる良き年となりますよう祈念いたしますとともに、皆様方のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとございます

本年も陸運業における労働災害の防止に向け積極的な取組を展開してまいります

会員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます

令和5年1月



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会 長 渡邊健二

専務理事 横尾雅良

職 員 一 同



労働基準局長年頭所感

厚生労働省労働基準局長 鈴木英二郎

新年を迎え、心からお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしく願い申し上げます。

令和5年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政への御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、今後の労働基準行政について述べさせていただきます。

第一に、賃金の引上げについてです。

賃上げについては、物価上昇に負けない継続的な賃上げに向けて取り組むことが重要です。

最低賃金については、昨年、全国加重平均で31円引上げの961円となり、昭和53年度に目安制度が始まって以来最大の引上げ幅となりました。引き続き、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上となることを目指していきます。

また、最低賃金の引上げに当たっては、特に中小企業が賃上げしやすい環境整備が重要であり、最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金による支援を続けていきます。さらに、賃上げに向けて、各種支援策・好事例等の周知広報、下請事業者の取引環境の適正化などに取り組んでまいります。

第二に、働き方改革に関する対応についてです。

中小企業については、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げの適用猶予が本年3月末に終了し、割増賃金率が50%になります。施行に向けて、引き続き集中的な周知に取り組んでまいります。

また、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた一部の事業・業務について、令和6年4月から当該規制が適用となります。

このうち建設業については、災害時の復旧・復興工事を除き、一般則の時間外労働の上限規制が適用されることから、各事業者に円滑に対応いただけるよう、施行に向けて、

国土交通省と連携しながら、人材確保、人材育成、魅力ある職場づくりのための支援を行うとともに、丁寧な周知等に取り組んでまいります。

自動車運転者については、過労死等防止の観点から改善基準告示の改正を行い、上限規制の適用開始に向け、運送事業者や荷主等の関係者に対して改正内容等を幅広く周知してまいります。

第三に、労働安全衛生対策についてです。

現在、令和五年度からの次期労働災害防止計画の策定に向けて、安全衛生分科会で議論しています。策定に当たっては、労働災害が多く発生している中小事業者等の安全衛生対策の充実が重要と考えています。また、安全衛生対策に意図して取り組まない事業者への厳正な対応を継続することに加え、事業者の自発的な取組を促すため、安全衛生対策への取組が社会的に評価される環境整備も必要です。こうした観点も踏まえ、本年2月に次期計画の策定を予定しており、新年度からはこの計画に基づき、労働災害防止対策に取り組んでまいります。

第四に、労災補償における対応についてです。

フリーランスとして働く方等の労働者ではない方を対象とする労災保険特別加入制度について、令和元年12月の労災保険部会の建議等を踏まえ、関係団体からのヒアリング等を行い、特別加入制度の対象として、昨年四月にあん摩マッサージ師・はり師・きゅう師を、昨年7月には歯科技工士を追加しました。

引き続き、特別加入制度の対象範囲の見直し等に向けて議論を行ってまいります。

第五に、新型コロナウイルス対策です。

これまでに「取組の5つのポイント」や

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を用いた関係団体への累次の協力依頼や、企業の方・労働者の方向けの「新型コロナウイルスに関するQ&A」を厚生労働省ホームページに掲載し、休業手当や休暇の考え方等について周知等の対応を行ってまいりました。

引き続き、感染状況を注視しつつ、職場に

における新型コロナウイルス対策の推進に取り組んでまいります。

以上の施策を中心に、よりよい労働環境の整備に向けて、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



安全衛生部長年頭所感

厚生労働省労働基準局安全衛生部長 美濃芳郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。令和5年の年頭に当たり、改めて日頃の労働安全衛生行政への御理解と御協力に感謝申し上げます。

労働安全衛生法の施行から50年が経過いたしました。法の施行以降、労働災害は大きく減少し、半世紀にわたりその役割を果たしてまいりました。引き続き、その役割を果たせるよう、取り組んでまいります。

近年の労働災害の発生状況を見ると、労働災害による死亡者数こそ減少しているものの、未だその水準は低いとは言えず、労働災害による休業4日以上死傷者数に至っては、ここ数年増加傾向にあります。労働災害発生率が高い60歳以上の高齢労働者が増加しているほか、中小事業場の労働災害が多数を占めており、従前と異なる視点での取組も求められています。

また、労働者の健康保持増進に関しては、メンタルヘルスや働き方改革に加え、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大への対応など多様化しており、ニーズの変化を踏まえた産業保健体制や活動の見直しが重要となっています。

さらに、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事に係る対

策の着実な実施が必要となっております。

これらの課題に総合的に対応するため、現在、令和5年度を初年度とする5か年計画「第14次労働災害防止計画」の検討を進めています。検討に当たっては、主に次のような4点を念頭に置いております。

第一は、事業者に求められる各種措置の徹底を図ることに加え、事業者による自発的な安全衛生対策の取組が進むよう、そうした取組が、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知し、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備を進めていくことです。

第二は、死亡災害ゼロを目指し、建設業における墜落・転落災害、製造業における施設・設備・機械に起因する災害の防止を始めとする対策の徹底を図っていくことです。また、死傷災害の増加への対策として、労働者の作業行動に起因する労働災害防止や高齢労働者の安全衛生確保の取組を推進していくことです。

第三は、働く人の安心と健康を確保するべく、過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援の更なる推進を図ることです。また、ニーズの変化を踏まえた、より効果的な産業保健活動の在り方について検討を進めていくこともあります。

第四は、化学物質等による健康障害防止のため、個別規制の対象外となっている危険性・有害性等を有する化学物質の自律的管理規制の定着、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等を推進していくことです。

これらを主な内容として計画案を検討しており、令和5年度から、新たな計画に基づき、各種対策に取り組んでまいります。

職場における安全と健康は、基本であり根幹です。労働災害防止団体や労使団体を始め関係者の皆様と連携し、日々の仕事が安全で健康なものとなるよう取組を進めてまいります。今後とも、労働安全衛生行政への一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



交通局長年頭挨拶

警察庁交通局長 太刀川浩一

新年おめでとうございます。

皆様には、日頃から陸上貨物運送事業に係る交通事故防止対策に御尽力いただきますとともに、警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大な御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の交通事故による死者数は、2,610人で、警察庁が保有する昭和23年からの統計で、6年連続で最少を更新しました。

これもひとえに、平素から交通安全活動に携わる皆様の御尽力のたまものであり、心から感謝申し上げます。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、子どもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転による交通事故も依然として後を絶ちません。

このような交通情勢を踏まえ、警察といたしましては、第11次交通安全基本計画に基づ

き、各界各層と連携しながら、子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育や広報啓発活動の推進、飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の指導取締り等の多角的な取組を効果的かつ強力に推進してまいります。

特に、今年には全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなるなど、新たな交通ルールについて周知していく必要があります。交通安全活動に対する皆様の御協力が必要不可欠と考えております。

貴協会におかれましては、引き続き、貨物自動車に係る交通事故防止を図るとともに、事業に携わる運転者が一般ドライバーの模範となるよう、適切な運行管理や効果的な運転者教育の実施について、なお一層の取組をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

【全国フォークリフト運転競技大会】 優勝者が厚生労働大臣を表敬訪問

令和4年12月12日、第37回全国フォークリフト運転競技大会の各部門優勝者が厚生労働大臣を表敬訪問しました。

一般の部優勝の野口順平選手、女性の部優勝の氏家美恵子選手とともに大臣室を訪問した渡邊健二会長は、加藤勝信厚生労働大臣へ2選手の紹介を行い、大会優勝と厚生労働大臣賞受賞を報告しました。

加藤厚生労働大臣は2選手から大会の際に工夫した点や各競技の出来映えなどについて話を聞かれ、「優勝おめでとうございます。全国各社からエキスパートが出場する大会で、プレッシャーがあったと思います。大会を通して培ってこられた知識と技で職場の労働災害防止につなげていただくようお願いします。」とお祝いの言葉を述べられました。



左から横尾専務理事、渡邊会長、野口選手、加藤厚生労働大臣、氏家選手、美濃安全衛生部長、釜石安全課長



歓談の様子

「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中です！

～12月1日から1月31日～

陸災防では、12月1日から1月31日まで「年末・年始労働災害防止強調運動」を実施しております。

スローガンを「潜む危険 覗いただけでは除けない 降りて目視で 安全確保」とし、本年死傷災害が多発している荷役災害を中心に、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労災防止規程を遵守することはもとより、経営トップが労働災害防止のためにその所信を明らかにし、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員へ呼びかけください。

また、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるよう、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」をご活用ください。定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底も併せてお願いいたします。

経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「実施要綱」及び「職場の安全衛生自主点検表」↓

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/boushi_youkou.pdf



年末・年始労働災害防止強調運動
12月1日～1月31日
潜む危険 覗いただけでは除けない
降りて目視で 安全確保

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

運動紙のぼり

東海北陸ブロックにて 「ブロック自主事務局長会議」を開催

令和4年度の「東海北陸ブロック自主事務局長会議」が、12月15日三重県にて、各支部事務局長及び本部役職員が出席して開催されました。

会議では、本部事務局から令和4年度補助事業の進捗状況及び今後の対応、労働災害防止のための主要な取組内容等の説明を行いました。その後、各支部から業務実施状況について報告等が行われました。

皆様から好評を博しております精神科医夏目誠先生ご執筆による「マコマコ博士のメンタルヘルス」につきましては、夏目先生のご厚意により令和5年も引き続き連載いたします。ついでに今号より「マコマコ博士のメンタルヘルス2023」としてあらためて連載スタートいたします。今後ともメンタルヘルス（心の健康）確保にお役立てください。

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2023
(第1回)テーマ「新型コロナ禍から3年、しんどいのは
“オキシトシン” 不足にある？」

精神科医 夏目 誠

コロナ騒動は禁止・制限ばかり

新型コロナ禍、早いもので3年になりますね。緊急事態制限や蔓延防止重点措置などによる「3密禁止」、店での飲酒や会食のみならず外出が制限されました。また常時マスク着用や時差出勤、在宅勤務要請などなど。

大多数の国民は買い物や運動、旅行、食べ歩き、忘年会、帰省などができない。楽しめなくなった。「孫の顔が見られない」、「友と会えない」のみならず、気分転換法が大幅に禁止や制限されました。

気分転換が出来なくなった！！

特に働く人にとって辛かったのは、気のおけない家族や仲間などと気楽におしゃべりすることができなくなったのです。マスクをしたまま距離を離し、必要最小限度の会話のみ。ランチを取りながら、お喋りに興ずることや給湯室でのヒソヒソ話などの息抜きができなくなった。

「4コマ漫画」でオキシトシンを紹介！

オキシトシンを増やしましょう！

オキシトシンは「幸せホルモン」「愛情ホルモン」と呼ばれ
「神経伝達物質」でもあり、男性にも出ていますよ



以下・有田瑞穂名誉教授より引用

イラストはいらすとや
案 夏目 誠

「幸せホルモン」や「愛情ホルモン」と呼ばれているオキシトシンの説明から入ります。それは、視床下部で合成され、下垂体後葉から分泌されるホルモンです。オキシトシンには末梢組織で働くホルモンとしての働きや中枢神経での神経伝達物質としての作用があります。

末梢では平滑筋の収縮に関与し、分娩時に子宮収縮させます。また乳腺の筋線維を収縮させて乳汁分泌を促すなどの働きを持つのです。出産や育児に必須の働きをします。最初は女性に必須なホルモンとして発見されましたが、その後、男性にも存在することが分かりました。オキシトシン - Wikipedia

どうすればオキシトシン分泌が良くなるの？



上の漫画はオキシトシン分泌法を説明しています。何と言っても「おしゃべり」が効くのです。家族や気のおけない仲間との、他愛のない会話でしょう。それがコロナ騒動でダメになったんだ。それも2年以上もね。

どうしようもないストレスも緩和される！



オキシトシンのもう1つの効果は、ストレスのダメージを軽減できることです。すなわちストレスにさらされるとコルチゾールと言うストレスホルモンが分泌されしんどくなるのですが、ストレスホルモンが出るのを抑制します。ストレスがあってもダメージが少なくなるのですね。

新型コロナ禍でもできる方法は



またぞろ再びコロナ感染者が増えていますね。最後に、新型コロナ禍でも可能なオキシトシン増強法を説明します。

漫画に示したよう、人にやさしく、親切にする。また「ありがとう」の感謝の言葉を使うことです。親切にする、「ありがとね」「ありがとう」「親切にしてください、ありがとう」などの一言で、オキシトシン分泌が増え、こころが安らぎ、コロナストレスも緩和されますよ。

すぐできることなので、今日から実行してくださいね。

最後に「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



【厚生労働省からのお知らせ】

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 （改善基準告示）が改正されます

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第367号）により令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。

詳細は次のURL（厚生労働省ホームページ）からご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

次号以降で、詳しい解説記事を掲載予定です。

令和6年4月～適用

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp

● 詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生労働省 改善基準告示 検索

詳しくは裏面へ

リーフレット「トラック運転者の改善基準告示が改正されます！」

【連載】「陸運業の労働災害の特徴と問題点」 第6回(最終回)
はい作業災害-「死傷災害」
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

この連載の最終回は、令和2年に発生した陸上貨物運送業のはい作業における休業4日以上死傷災害の詳細を分析しました。

図1 業種別・性別はい作業死傷災害（R2陸運業）

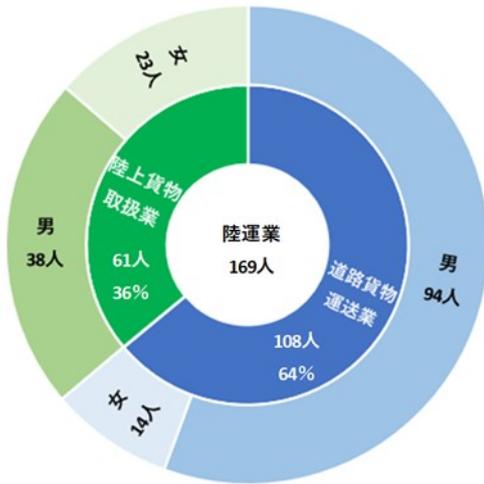
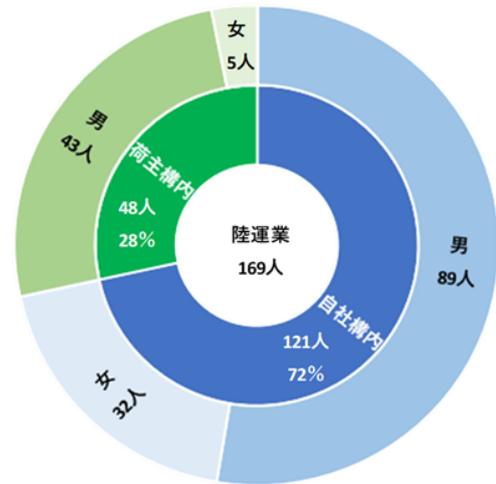


図2 災害発生場所別はい作業死傷災害（R2陸運業）



1 陸運業(陸上貨物運送業)は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の二つの業種がありますが、どちらの業種もはい作業を行っています。令和2年の死傷災害数169人のうち、道路貨物運送業が108人で64%、陸上貨物取扱業は61人で36%となっており、道路貨物運送業の方が多いのですが、陸上貨物取扱業は女性の被災者の割合が多いのが特徴となっています(図1)。

2 災害発生場所別のグラフ(図2)を見ると、自社構内が72%、荷主構内が28%となっています。自社構内では女性被災者の割合が高い(26%)傾向にあります。

3 事故の型別(図3)のグラフによると、墜落・転落が47人(28%)で最も多く、飛来・落下39人(23%)、動作の反動・無理な動作35人(21%)の順になっています。

4 傷病性質別のグラフ(図4)では、骨折が96人(57%)と大半を占めています。女性の割合も19%と高く、骨折の5人に1人は女性となっています。次いで、打撲30人(18%)、関節障害26人(15%)の順となっています。

5 職種別(図5)では、倉庫内作業者が107人(63%)で圧倒的に多く、その内女性は33人で31%を占めています。次いでトラック運転者47人(28%)、フォークリフト運転者11人(7%)、その他(管理者、事務員等)が4人でした。

図3 事故の型別はい作業死傷災害(R2陸運業)

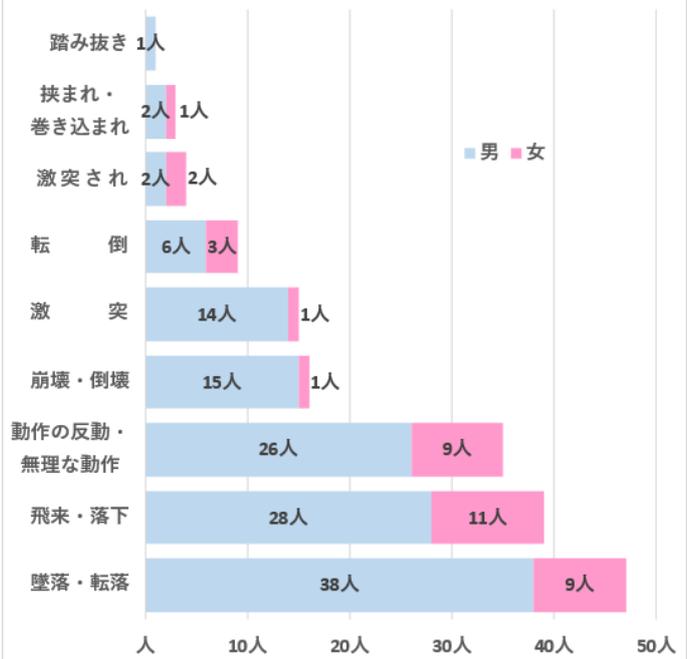
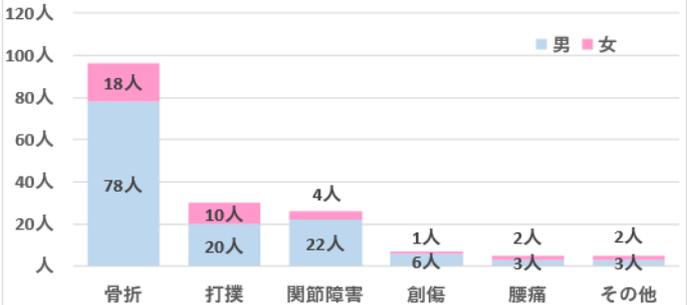
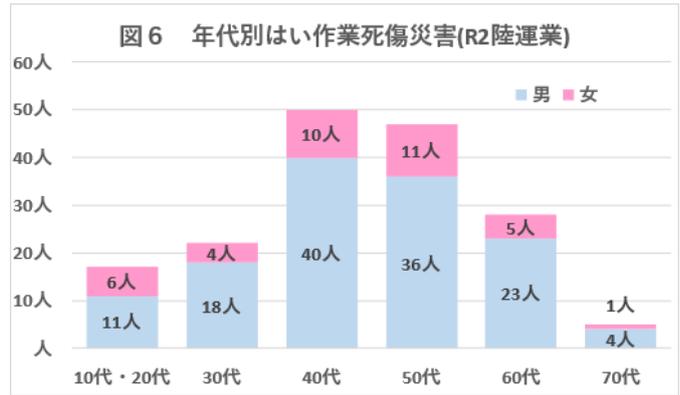
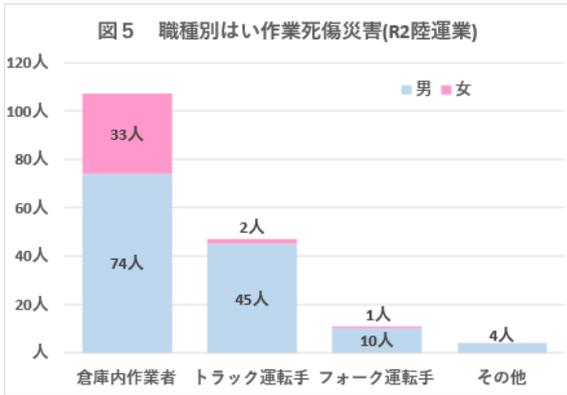


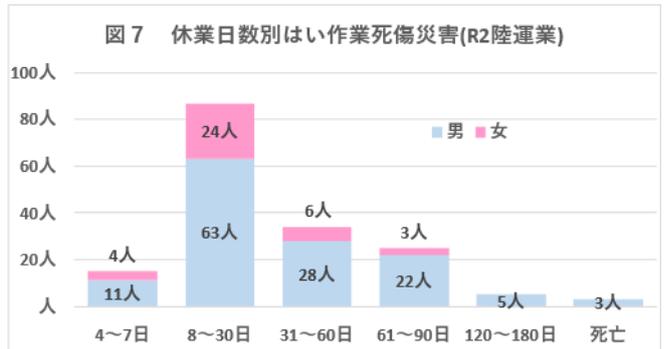
図4 傷病性質別はい作業死傷災害(R2陸運業)



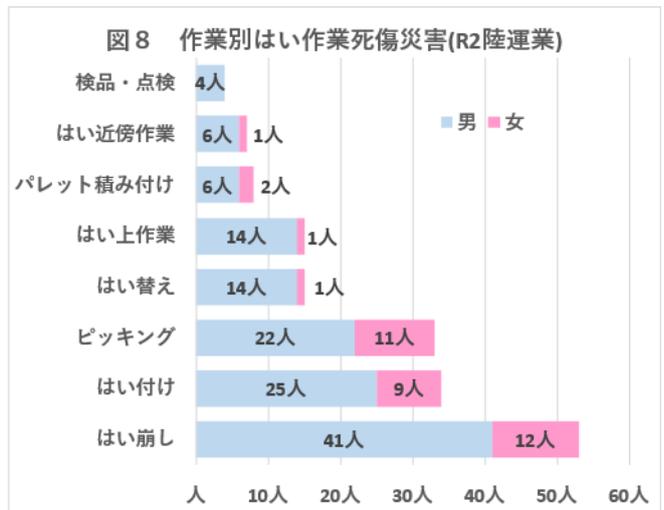


6 年代別グラフ(図6)を見ると、40歳代50人(30%)、50歳代47人(27%)、60歳代28人(17%)と中高年齢層の被災割合が高いことを示しています。また、40歳代と50歳代の女性の割合が高い傾向にあります。

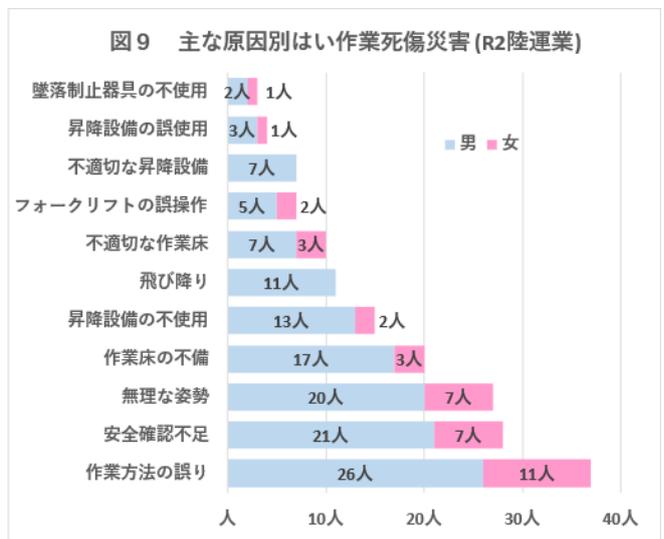
7 休業日数別の特徴を図7で見ると、8日～30日が最も多く87人(51%)となっています。また、陸運業全体のはい作業災害の平均休業日数は42日で、骨折災害の平均休業日数は55日です。



8 作業の内容別の災害発生状況は図8で示すように、はい崩し53人(31%)、はい付け34人(20%)、ピッキング33人(20%)の三作業で71%を占めています。特にはい崩し作業が最も危険性が高いといえます。



9 はい作業災害の主な原因(図9)は、作業方法の誤りが最多の37人(22%)、次いで安全確認不足28人(17%)と無理な姿勢27人(16%)でこれらが三大原因となっています。特に女性の被災者は37人中、25人(68%)が三大原因で被災しています。その他、作業床の不備、昇降設備の不使用、飛び降り、不適切な作業床、フォークリフトの誤操作、不適切な昇降設備、昇降設備の誤使用、墜落制止器具の不使用などが主な原因と考えられます。



10 災害防止対策

- ①中高年齢の女性従事者の割合が高いことから、はい作業主任者が体格や年齢に応じた荷を選定（重量の把握）し、作業方法を明確にした作業計画で作業教育・指示すること。
- ②無理な姿勢での手作業とならないよう適切な昇降設備と作業床を準備し使用すること。
- ③できる限り機械化を図って人力作業を減少させること。
- ④ラック、パレット荷、フレコン等の上に直接上って作業しないこと。（昇降設備と作業床を使用）
- ⑤はいの崩壊・倒壊の恐れがないか、はい作業主任者がはいの点検を確実に実施すること。



全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ

第8回 全国フォークリフト運転競技大会開催要綱の変遷について



今回は、全国フォークリフト運転競技大会開催要綱の順位の決定の変遷についてみていくこととします。

12 順位の決定

- (1) 「一般の部」及び「女性の部」のそれぞれにおいて、学科競技、点検競技及び運転競技の合計点を総合得点とし、総合得点に従い順位を決定する。
 - (2) 総合得点が同点である者が生ずる場合には、運転競技得点が高い者を上位者とし、運転競技得点も同点である場合には、点検競技得点が高い者を上位者とする。さらに、点検競技得点も同点である場合には、運転競技時間の短い者を上位者とする。
- （第37回大会実施要綱）

第1回大会から第5回大会までは、順位の決定について特段の定めは見られません。

第6回大会で初めて順位の決定について次のように実施要綱に記載されました。

「総合得点が同点の場合、運転競技得点の上位の者を上位者とし、運転競技得点も同点の場合は、点検競技得点の上位の者を上位者とする。さらにすべての得点が同点の場合には、高年齢の者を上位者とする。」

その後も同様の記載が続きましたが、第11回大会からは、

「すべての競技得点が同点の場合には、運転競技の所要時間が短い者を上位者とする。」と改められました。

ところが、第20回大会から、このすべての競技得点が同点の場合の取扱いが削除され、第25回大会まで同様の取扱いとされました。

そして、第26回大会からすべての競技得点が同点の場合には、運転競技時間の短い者を上位者とする取扱いが復活し、現在に至っています。

総合得点が同点となる場合は、これまでの大会で20回生じており、その状況は（表3-5）のとおりです。

上記のように第1回大会から第5回大会までは順位決定の基準が明確にされていないため、どのように順位を決定したかは不明ですが、第6回大会以降の基準を適用したのではないかと考えられます。また、第20回大会から第25回大会まで、すべての得点が同点の場合の取扱いが削除されていたため、第25回大会では同点の者が3名生じ、3名全員を4位とする異例の取扱いが行われています。

表3-5 総合得点が同点となった者が生じた大会の順位決定状況

	部門	総合得点同点者				順位決定理由
第1回大会		3位	4位			—
第3回大会		準優勝	3位			—
第4回大会		3位	4位			—
第11回大会		優勝	準優勝			運転競技所要時間で決定
		3位	4位			運転競技所要時間で決定
第14回大会		準優勝	3位	4位	5位	運転競技所要時間で決定
第15回大会	一般	準優勝	3位	4位	5位	運転競技所要時間で決定
第16回大会		準優勝	3位			運転競技所要時間で決定
第17回大会		5位	6位			運転競技所要時間で決定
第20回大会	一般	4位	5位			運転競技得点で決定
第21回大会		4位	5位			運転競技得点で決定
第22回大会		3位	4位			運転競技得点で決定
第23回大会		4位	5位			運転競技得点で決定
第25回大会	一般	準優勝	3位			運転競技得点で決定
	一般	4位	5位	6位		3名全員を4位とする
第27回大会		3位	4位			運転競技所要時間で決定
第28回大会		3位	4位			点検競技得点で決定
第29回大会		3位	4位			運転競技所要時間で決定
第30回大会	女性	準優勝	3位			運転競技得点で決定
第31回大会		準優勝	3位			運転競技所要時間で決定
第32回大会		準優勝	3位			運転競技所要時間で決定
第34回大会	一般	4位	5位			運転競技得点で決定

今回は、全国フォークリフト大会の開催要綱の表彰の変遷についてみていくこととします。

令和5年度「安全衛生標語」を募集します！

安全衛生意識の向上に繋がる標語応募にお取り組みください！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和5年11月9日(木)に青森県青森市にて開催する第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in青森において表彰いたします。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1) 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- カ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの
- キ 令和5年度が初年度である「第14次労働災害防止計画」の目標達成に関するもの（14次防(案)につきましては、下記URLからご覧ください）

(2) 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- エ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- オ 安全運転の実施に関するもの

(3) 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- エ 腰痛予防に関するもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

<https://www.rikusai.or.jp/downloads/14jibou.pdf>

応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和5年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
 - ア 応募者の氏名とふりがな
 - イ 応募者の勤務先
勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）
勤務先の住所・郵便番号と電話番号
 - ウ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康」）
事業場で何名かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。
- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会宛てお送りください。
- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためだけに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

令和5年4月15日(土)
郵送による場合は、4月15日当日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

	入選作品数
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）
- (2) 令和5年5月に、当協会において入選作品を決定して、入選者ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。
- (3) 入選作品は、令和5年5月に当協会のホームページにて公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生6月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。
- (4) 令和5年11月9日(木)開催の第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 青森の式典で、入選作品とともに、入選者の方に対する表彰を行います。また、代表1名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（青森県青森市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いいたします。
- (5) 入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	賞品
最優秀賞	2万円分の図書カード
優秀賞	5千円分の図書カード
入選	3千円分の図書カード

- (6) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。
また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただきます。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857 / FAX : 03-3453-7561
E-mail : r5hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

小企業無災害記録表彰〔令和4年12月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	株式会社八代建材	7名	令和元年10月1日～令和4年9月30日	福島県
第1種	丸藤運輸有限公司	17名	令和元年9月10日～令和4年9月9日	茨城県
第1種	株式会社JM物流本社営業所	9名	平成30年5月25日～令和3年5月24日	群馬県
第1種	名昭運輸株式会社本社営業所	43名	平成30年3月28日～令和3年3月27日	愛知県
第1種	株式会社東海ロジテム本社営業所	25名	平成30年9月7日～令和3年9月6日	愛知県
第1種	株式会社東海ロジテム豊橋営業所	14名	平成30年8月23日～令和3年8月22日	愛知県
第1種	有限会社菊地運輸	7名	令和元年5月8日～令和4年5月7日	愛知県
第1種	ダイシン商事株式会社本社	11名	令和元年10月8日～令和4年10月7日	愛知県
第1種	東山株式会社SyncAgeりんくう常滑	24名	平成31年4月1日～令和4年3月31日	愛知県
第2種	有限会社功栄興産	7名	平成29年11月1日～令和4年10月31日	福島県
第2種	有限会社カミノ運送	14名	平成28年4月10日～令和3年4月9日	愛知県
第2種	AZロジ株式会社本社営業所	17名	平成28年12月1日～令和3年11月30日	愛知県
第3種	株式会社マルシゲ商会	6名	平成27年6月1日～令和4年5月31日	愛知県
第3種	有限会社サンケイエクスプレス本社営業所	6名	平成27年4月1日～令和4年3月31日	愛知県
第3種	流星ライン株式会社	28名	平成27年9月1日～令和4年8月31日	愛知県
第3種	株式会社SBトランスポートシステム	21名	平成24年12月14日～令和元年12月13日	愛知県
第4種	有限会社こがね車両サービス	7名	平成23年6月1日～令和3年5月31日	福島県
第4種	株式会社グリーン・ネット	19名	平成24年1月1日～令和3年12月31日	愛知県
第4種	株式会社ディ・エス物流名古屋営業所	20名	平成24年6月17日～令和4年6月16日	愛知県
第4種	丸半運輸株式会社	24名	平成24年5月25日～令和4年5月24日	愛知県
第4種	株式会社トレードトラスト小牧シェアロジセンター	14名	平成20年7月29日～平成30年7月28日	愛知県
第4種	太平産業株式会社豊田支店	38名	平成24年9月6日～令和4年9月5日	愛知県
第5種	有限会社恒心	27名	平成18年10月4日～令和3年10月3日	愛知県
第5種	東山物流株式会社船見デポ	22名	昭和62年1月1日～平成13年12月31日	愛知県
第5種	東山物流株式会社SyncBace名和北	6名	昭和59年10月1日～平成11年9月30日	愛知県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

小企業無災害記録証交付〔令和4年12月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
20年	名豊運輸株式会社	32名	平成13年11月1日～令和3年10月31日	愛知県
30年	斉藤運送株式会社本社営業所	40名	平成4年1月16日～令和4年1月15日	群馬県
30年	株式会社白青舎ロジコム	12名	平成2年5月15日～令和2年5月14日	愛知県
35年	ダイシン商事株式会社豊田営業所	32名	昭和59年1月1日～平成30年12月31日	愛知県
35年	東山物流株式会社船見デポ	25名	昭和62年1月1日～令和3年12月31日	愛知県
35年	東山物流株式会社SyncBace名和北	5名	昭和59年10月1日～令和元年9月30日	愛知県

小企業無災害記録証は、小企業無災害記録表彰第5種取得後も無災害を継続している事業場に対して、その実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図ることを目的として、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されるものです。

●申請方法

本表彰、本記録証の交付は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

「安全衛生教育促進運動」を展開中です！

正しい知識で 職場を安全・健康に！



「安全衛生教育促進運動」は、労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、とりわけ労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会（中災防）が主唱する運動です（実施期間：2022年12月1日～2023年4月30日）。

厚生労働省の後援のもと、陸災防を含む業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準協会及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

運動の実施要領等、詳しくは[安全衛生教育促進運動サイト](#)をご覧ください。

「安全衛生教育促進運動」で検索！

運動リーフレット

令和4年度厚生労働省補助事業



参加費
無料

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～

この研修会は、安全性優良事業所の申請対象研修となります。

運輸安全マネジメントは輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全マネジメントは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していかなければなりません。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のルールを敷くのではなく、同じルールの上でサイクルを回していくことが効果的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、リスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)
 (2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
 (3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	1月31日(火)	北海道トラック総合研修センター	奈良	2月7日(火)	奈良県トラック会館
福島	1月12日(木)	福島県トラック協会 県中研修センター	岡山	2月20日(月)	岡山県トラック総合研修会館
茨城	2月20日(月)	茨城県トラック総合会館	香川	1月27日(金)	香川県トラック総合会館
静岡	1月26日(木)	静岡県トラック協会研修センター	愛媛	2月10日(金)	愛媛県トラック総合サービス センター
京都	1月30日(月)	京都自動車会館 5階大会議室	福岡	1月17日(火)	リファレンス駅東ビル

上記道府県以外の都道府県につきましては、終了または実施しません。

《厚生労働省補助事業》

ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による 荷役作業安全講習会

ロールボックスパレット：カゴ車等（以下「RBP」という。）及びテールゲートリフター（以下「TGL」という。）は、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つで、陸上貨物運送事業においても多く利用されていますが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。



この現状を受け、陸災防ではRBP・TGL作業をメインテーマとした荷役作業安全講習会を開催することとしました。当該作業に従事する方はもちろん、関係事業場の荷主様にも積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- (1) RBP・TGLによる労働災害発生状況
- (2) RBP・TGL起因による労働災害の実態と特徴
- (3) RBP・TGLの安全作業のポイント
- (4) 荷役作業安全ガイドライン（RBP・TGL該当部分）

参加費及びテキスト代：無 料

お問合せ先：各都道府県支部



「RBP及びTGL等による荷役作業安全講習会」開催日程

都道府県	開催日	会場
北海道	2月21日（火）	北海道トラック総合研修センター
岩手	1月13日（金）	岩手県トラック協会総合研修会館
宮城	2月13日（月）	仙台卸町会館 会議室
福島	2月10日（金）	福島県トラック協会 県中研修センター
千葉	2月2日（木）	千葉県トラック会館 3階
石川	1月24日（火）	石川県トラック会館
大阪	2月16日（木）	大阪府トラック総合会館
岡山	1月26日（木）	岡山県トラック総合研修会館
高知	2月10日（金）	高知県トラック会館 3階 会議室

上記道府県以外の都府県につきましては、終了しております。

陸災防労働災害事例生成ツール



不幸にして労働災害が発生したとき、その災害を教訓として必要な対策を講じないと、同様の災害が起こる可能性は決して低くないでしょう。



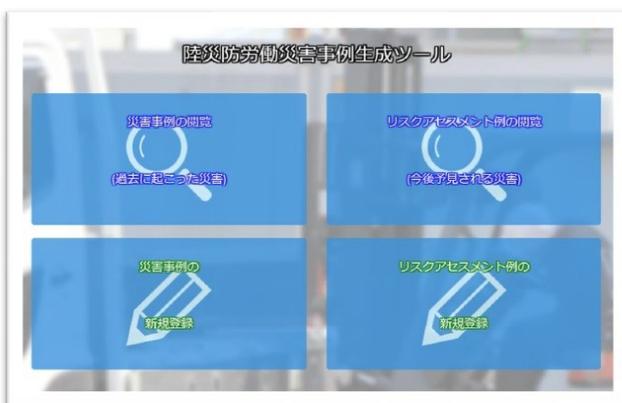
同じ過ちを繰り返さないためには、災害事例をもとに、従業員に対して、災害が発生した状況やその対策、正しい作業手順などを社内教育等を通じて周知していくことが重要です。

ですが、

- ・災害の状況を説明するにしても、言葉だけではなかなか伝わらない
 - ・説明資料を用意したくても、どのように作れば良いか分からない
 - ・類似の災害事例を探しても、なかなか適当な事例が見当たらない
 - ・類似の災害事例があっても、自社の作業環境と違って利用しづらい
- といった経験がありませんか？



陸災防では災害事例などを用いた安全教育用説明資料を、自社の作業環境を取り入れて誰でも簡易に作成でき、社内教育等に効果的に活用できる**陸災防労働災害事例生成ツール**を開発しました。



このツールでは、

- ・再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・画面上で動的に画像を動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）



詳しくは、陸災防のホームページで！

陸災防労働災害事例生成ツール

検索



災害事例
と
その対策

トレーラの連結作業中、逸走して挟まれ！ 慌てても適切な操作ができるよう繰り返し訓練を！！

トラックの逸走による災害は、いわゆる荷役作業5大災害の一つとして防止対策の啓発を行っていますが、逸走防止のためのパーキングブレーキ⇒エンジン停止⇒ギアロック⇒輪止めの4つの措置が行われないことによる無人暴走による災害が後を絶ちません。今回は、経験30年のベテランドライバーがトレーラの連結作業中に死亡した災害を紹介します。

トレーラの連結作業では、エアーの供給やエアサスの操作、連結確認等小刻みな移動が行われるため、エンジンをかけたまま運転席から降りて作業される方が多く見受けられます。

この災害は、フェリーターミナルの駐車場で、トレーラの連結作業をデッキ上で行っていたところ、緩い傾斜によりトレーラ全体が動き出し、慌てて運転席に戻ろうとした被災者が、駐車中の別のトレーラとの間に挟まれ死亡したものです。

トラクタヘッド（ヘッド）とトレーラシャーシ（シャーシ）は、2本のエアーホースで接続されており、ヘッドで作られたエアーをシャーシへ供給するエマージェンシーライン（サプライライン）と、ドライバーのブレーキ操作などをシャーシへ伝えるためのサービスライン（コントロールライン）があります。

エマージェンシーラインは、単にエアーを供給するだけでなく、走行中にヘッドとシャーシが切り離されるなど、ホースが切れてヘッドからのエアーの供給が途切れた時には、シャーシのスプリング式のブレーキが自動的に作動してブレーキ（エマージェンシーブレーキ）がかかるようになっています。なお、エマージェンシーラインのエアーが復旧するとシャーシのブレーキは開放されます。

災害発生後の車の状態は、ヘッドとシャーシはカップラでしっかり連結されており、電気ケーブルと2本のエアーホースも接続されていましたが、運転席のパーキングブレーキはOFFになっていました。

なお、発生場所はフェリーターミナルの駐車場でアスファルト舗装されており水こう配が設けられ、トレーラの前側に向かっての下り傾斜になっていました。

以上のことから、災害は次のような状況で発生したものと推定されます。

① 被災者はヘッドをバックでシャーシの前へ移動させヘッドとシャーシを連結した。

- ② 連結の確認のため、エアーサスペンションを動作させて車高を少し上げ、シャーシの脚を地面から浮かせた状態で軽く前進し、抵抗があることを確かめて確実に連結されていることを確認した。
- ③ 電源ケーブルとエアーホースの接続のため、運転席から降りた。このとき、シャーシには、エマージェンシーブレーキが効いているので、ヘッドのパーキングブレーキを作動させなくても車が動くことはなかった。
- ④ ヘッドのキャビンの後ろにあるデッキに上がり、電源ケーブルを接続した。
- ⑤ エアーホースのうち、サービスラインを接続し、次いでエマージェンシーラインを接続したところ、トレーラ全体が前方へゆっくりと動き出した。
- ⑥ 車を停めるためブレーキを掛けようと、慌てて運転席へ乗り込もうとしたところ、自車の運転席のドアと、右前方に停まっていた別のトレーラのシャーシの間に挟まれた。

災害発生の原因を整理すると、

- ① 連結確認のために軽く車を動かしたときに動かなかったため、パーキングブレーキを掛けずに運転席から降りたこと。
 - ② エマージェンシーラインを接続したことによりシャーシのスプリングブレーキが開放され、下り傾斜によりトレーラ全体が動き出したこと。
 - ③ エマージェンシーラインを取り外すとシャーシのスプリングブレーキが効き車は停まるが、慌てていたため運転席に乗り込んで止めようとしたこと。
- があげられます。

運転席から離れる時にはパーキングブレーキを確実にかけ、エンジンを停止し、輪止めをすることがなにより重要ですが、思わず車が動き出したとき落ち着いて考えることができれば、エマージェンシーラインを外して停めるということができたのではないかと考えられます。

トレーラの構造は普通のトラックとは異なり特殊であることから、運転操作以外のことについても必要な作業手順を定め、繰り返し教育を行うことが必要です。また、経験の長いドライバーであっても、頭ではわかっていることが緊急時など慌てていると適切な措置がとれないことがあるので、とっさの判断ができるよう緊急時を想定した訓練を行うことも有効でしょう。

業種別労働災害発生状況（令和4年速報値）

令和4年12月7日現在

死亡災害								
	令和4年1～11月 [速報値]		令和3年1～11月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	658	100.0	696	100.0	-38	-5.5	-127	-16.2
製造業	125	19.0	116	16.7	9	7.8	-12	-8.8
建設業	242	36.8	243	34.9	-1	-0.4	-23	-8.7
交通運輸事業	8	1.2	15	2.2	-7	-	-5	-38.5
陸上貨物運送事業	70	10.6	76	10.9	-6	-7.9	-21	-23.1

死傷災害								
	令和4年1～11月 [速報値]		令和3年1～11月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	209,999	100.0	123,165	100.0	86,834	70.5	112,428	115.2
製造業	25,463	12.1	23,614	19.2	1,849	7.8	3,447	15.7
建設業	14,315	6.8	13,502	11.0	813	6.0	1,881	15.1
交通運輸事業	3,156	1.5	2,404	2.0	752	31.3	539	20.6
陸上貨物運送事業	14,170	6.7	13,903	11.3	267	1.9	2,064	17.0

(注)平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年12月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
令和4年1～11月	70	18	1	7	5	0	9	28	0	2
令和3年1～11月	76	11	2	5	3	5	8	35	0	7
対前年増減	-6	7	-1	2	2	-5	1	-7	0	-5

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年12月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
令和4年1～11月	14,170	3,609	2,429	1,013	641	377	748	1,449	641	11	2,426	826
令和3年1～11月	13,903	3,785	2,369	1,014	589	382	652	1,328	678	6	2,454	646
対前年増減	267	-176	60	-1	52	-5	96	121	-37	5	-28	180

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所:厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は70人となり、前年同月と比べて6人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故(道路)」が28人と最も多く発生しているものの、前年同月と比べると7人の減少となっている。次いで「墜落・転落」が前年同月と比べて7人増加し18人と続いている。

[死傷災害]

死傷災害は14,170人となり、前年同月と比べて267人の増加となった。依然増加傾向は続いているものの、前年同月は令和2年同月と比較すると913人の増加であったため、本年の増加は緩やかとなっている。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「はさまれ・巻き込まれ」(+121人)、「激突され」(+96人)、「転倒」(+60人)、「飛来・落下」(+52人)が大きく増加している。一方で、「墜落・転落」(-176人)、「交通事故(道路)」(-37人)は減少している。

陸運業 死亡災害の概要(令和4年11月)

令和4年12月7日現在
陸災防調べ

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
4年11月15日	崩壊、倒壊	フォークリフト	男性	73	貨物自動車運転者	20年	荷役用具の片づけ	貨物自動車(大型トレーラー)の荷台に積載された木材の束(桟木の束(長さ4m、高さ0.51m、幅0.68m)×24ブロック)の脇の地上において作業をしていた被災者が、崩れてきた木材の下敷きになったもの。なお、貨物自動車を基点に、被災者の反対側で他社の労働者がフォークリフトを使用して荷卸しの作業を行っていた。
4年11月14日	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械	男性	59	貨物自動車運転者	33年	トレーラーにドラグショベルを積み込む作業	重機レンタル業者の敷地内で、被災者は自社のトレーラーの荷台にドラグショベルを2台積み込む作業を1人で行っていた。2台目のドラグショベルを荷台に乗せ、荷台からドラグショベルのバケットを地面につけて機体を浮かせ、何らかの作業を行っていたところ、ドラグショベルがバランスを崩し転倒、被災者は転倒したドラグショベルのバケットの下敷きとなり死亡したものの。
4年11月10日	交通事故(道路)	トラック	男性	61	運転者	21年	トラックの運転	高速道路において、路面工事に伴う車線規制のため渋滞していた。先頭のトレーラーが停車し、乗用車と中型トラックが減速していたところ、被災者が運転するトラックが追突し、被災者は死亡した。この事故により、乗用車の運転手と同乗者の2名、中型トラックの運転手1名が死亡。
4年11月10日	交通事故(道路)	トラック	男性	47	交通運輸業	6年	トラックの運転	事業場から荷物を運搬中、高速道路で工事渋滞しているところ、2台後方の大型車両が後方車両に追突し後方車両が前方車両の下に入り込み炎上、焼死した。
4年10月20日	転倒	作業床、歩み板	男性	65	乗用自動車運転者	31年	人力による荷物の運搬	被災者は、事務所前の駐車スペースで社用車に商品を積み込む作業をしていたが、スロープを降りきったホーム下で仰向けで倒れていたところを発見されたもの。被災者の足元は骨盤付近まで、商品280kgを乗せた台車が覆いかぶさっていた。転倒した後頭部を強打したものと推測される。その後、病院へ搬送されるも意識が戻ることなく、急性硬膜下血腫により死亡した。
4年10月18日	墜落、転落	トラック	男性	39	貨物自動車運転者	11年	トラックへの合板の積み込み	トラック運転手である被災者は、荷主の構内で合板の積み込みを行っていたが、予定時刻を超えても車両が出発していなかったため、周囲の作業員が確認したところ、トラックのキャビン内で倒れている被災者が発見されたもの。被災者は救急搬送され治療を行っていたが、頭部外傷等により死亡した。大型ウィング車の荷台上で合板をラッシングベルトで固定していた際に墜落したものと推定される。なお、保護帽は使用していた。
4年9月19日	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	女性	19	その他の職種	1年		高速道路を走行していた貨物自動車がスリップし、ガードレールに追突、車両が横転した。被災者は、助手席中央に座っていたが、貨物自動車横転時に車外へ投げ出され、道路に体を強く打ちつけられ、その後、死亡した。
4年3月15日	激突	フォークリフト	男性	63	フォークリフト運転者	11年	倉庫内での荷の運搬作業	フォークリフト(最大積載荷重1.5t)を運転中、意識を失い倉庫の柱と激突し挟まれ被災したものの。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

安全ポスターのご案内

荷役作業の労働災害防止にご活用ください！



安全ポスター No.82

令和4年度安全衛生標語荷役部門優秀作品「潜む危険 覗いただけでは除けない 降りて目視で 安全確保」をテーマとした「安全ポスター No.82」を頒布中(価格210円(税込))です。

ポスターを荷役作業の労働災害防止にご活用ください！

品名：安全ポスター No.82

価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

明けましておめでとうございます。陸運業の労働災害防止に向け有益な情報をより一層充実してお届けしますので、本年も何とぞよろしくお願いいたします。

令和5年度の全国陸災防大会は青森県での初の開催となります。本誌の表紙にて今号から一年間、青森県の名所や行事をご紹介しますのでご期待ください。

また、安全衛生標語の募集を開始しました。多くの応募をお待ちしております。

今月の表紙

東通村田植えもちつき踊り（青森県下北郡）

200年以上伝わりとされる小正月行事。各家や神社をにて行われます。色鮮やかな衣装をまとい、小さな杵を持った女性たちが真ん中に置いた小さな臼の周りを囃子に合わせ踊りながら回り、豊作や家内安全を祈ります。

陸運と安全衛生 2023年1月号 No.645

2023年1月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料3,600円(税込))